

## オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書Dに掲げる製品について

### 輸入注意事項5第5号 (5.5.20)

改正①輸入注意事項13第52号 (13.12.28)

平成5年5月20日付け通商産業省告示第271号 (輸入公表の一部を改正する告示) により、2号承認制となったオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書Dに掲げる製品として輸入規制の対象となる貨物は、次の表の中欄に掲げる貨物とします。

①

関税率表の 番号等	貨 物 名	備 考
0404・90	ミルクの天然の組成分から成る物品 (エアゾール製品 (医療用エアゾールを除く。以下同じ。) に限る。)	
1517・90	動物性油脂又は植物性油脂の分別物の混合物及び調製品 (エアゾール製品に限る。)	
2106・90	調製食料品 (エアゾール製品に限る。)	
2710・11-2 2710・19-2	石油又は歴青油の調製品 (エアゾール製品に限る。)	
32・08 32・09 32・10	ペイント、ワニス、革の仕上げに使用する種類の調製水性顔料及び第39・01項から第39・13項までの物品を揮発性有機溶剤に溶かした溶液 (溶剤の含有量が全重量の50%を超えるものに限るものとし、コロジオンを除く。)(エアゾール製品に限る。)	
3212・90	顔料及び小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料 (エアゾール製品に限る。)	
33・03	香水類及びオーデコロン類 (エアゾール製品に限る。)	
3304・30	マニキュア用又はペディキュア用の調製品 (エアゾール製品に限る。)	
33・05	頭髪用の調製品 (エアゾール製品に限る。)	
33・06	口腔衛生用の調製品 (エアゾール製品に限る。)	

3307・10 3307・20 3307・30 3307・49 3307・90	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類並びに調製した室内防臭剤（エアゾール製品に限る。）	
3401・30 34・02	有機界面活性剤並びに調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清掃用調製品（エアゾール製品に限る。）	
34・03	調製潤滑剤及び紡織用繊維、革、毛皮その他の材料のオイルング又は加脂処理に使用する種類の調製品（エアゾール製品に限る。）	
3405・10 3405・20	履物用、革用、家具用又は床用の磨き料、クリームその他これらに類する調製品（エアゾール製品に限る。）	
36・06	フエロセリウムその他の発火性合金及び可燃性材料の製品（エアゾール製品に限る。）	
38・08	殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品（エアゾール製品に限る。）	
3809・10	仕上剤、保染剤、媒染剤その他の物品及び調製品（エアゾール製品に限る。）	
38・14	有機の配合溶剤及び配合シンナー並びにペイント用又はワニス用の調製除去剤（エアゾール製品に限る。）	
39・01	エチレンの重合体	
39・02	プロピレンその他のオプイレンの重合体	
39・03	スチレンの重合体	
39・04	塩化ビニルその他のハロゲン化オプイレンの重合体	
39・05	酢酸ビニルその他ビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体	
39・06	アクリル重合体	
39・07	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他ポリエステル	
39・08	ポリアミド	

39・09	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン	
39・10	シリコーン	
39・11	石油樹脂、クマロンインデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びその他の合成重合体	
3917・21 3917・22 3917・23 3917・29 3917・31 3917・32 3917・33 3917・39	プラスチック製の管及びホース	
39・20 39・21	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく及びストリツプ	
3925・90	プラスチック製の建築用品	
3926・90	プラスチック製品	
84・15 84・18	エアコンディショナー、冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器及びヒートポンプ	
84・24	噴射用、散布用又は噴霧用の機器、消火器、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器	
8479・89	除湿機	○
87・01 87・02 87・03 87・04 87・05 87・06	トラクター、10人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車、乗用自動車その他の自動車、貨物自動車、特殊用途自動車及び原動機付きシヤシ（エアコンディショナーが組み込まれているものに限る。）	
93・01 93・02 93・03 93・04 93・05 93・06	武器及び銃法並びにこれらの部分品及び附属品（エアゾール製品を含むものに限る。）	

- (注1) 「関税率表」とは、関稅定率法(明治43年法律第54号)別表の関稅率表をいい、「関稅率表の番号等」とは、関稅率表の番号及び同表又は關稅暫定措置法(昭和35年法律第36号)別表第1の品名欄に掲げる物品が、その欄において細分類されている場合における当該細分類の項目に付された数字又は符号をいう。
- (注2) 貨物の範圍の決定は、關稅率表の各号の規定の範圍内で、かつ、同表の各号及び部又は類の注の規定による。
- (注3) 備考欄において○を付されたものは、關稅率表の番号等の規定する品目の一部のみが輸入規制の対象であることを示す。